

「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

< 目次 >

1	改正概要	1
2	新旧対照表	4

「諮問を要しない軽微な事項について」

(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)

の一部改正について

2019年3月28日

事 務 局

「諮問を要しない軽微な事項について」の改正

- 電気通信事業法 第50条第2項の規定による電気通信番号計画の作成は、同法第169条の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項とされている。
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)による改正後の電気通信事業法
- 電気通信番号計画の作成のうち、以下のものについては電気通信番号計画の実質的な変更を伴うものではないことから、諮問を要しない軽微な事項として定める こととしたい。
施行期日は、電気通信事業法の改正部分の施行日とする。

● 電気通信事業法第50条の12の規定により記載するもの

【理由】 同条の規定は、電気通信番号の指定、指定の変更等の事実が生じたときに、その事実を電気通信番号計画に記載することを定めたものである。

既に生じた事実を電気通信番号計画に記載するものであり、電気通信番号計画の規定の趣旨を実質的に変更するものではないことから、諮問を要しない軽微な事項としたい。

● 電気通信番号計画の別表第4に定める本人特定事項の確認方法を変更するもの (犯罪収益移転防止法施行規則第6条・第7条の改正に伴い同様の内容とする場合に限る)

【理由】 同表の規定は、固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者が行う、利用者の本人確認の具体的方法を犯罪収益移転防止法に準じて定めたものである。

犯罪収益移転防止法 が改正された場合に、同様の改正を行うことは、電気通信番号計画の規定の趣旨を実質的に変更するものではないことから、諮問を要しない軽微な事項としたい。

具体的な本人確認方法は、犯罪収益移転防止法施行規則第6条及び第7条において規定。

参考条文

電気通信事業法（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）による改正後）

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条（略）

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき

電気通信番号計画（平成31年1月25日諮問）

電気通信番号	[略]	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	[略]	
固定電話番号	[略]	第1～第3 [略] 第4 電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。）を提供する者にあつては、次のとおりとする。 1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 別表第4に定める方法により、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4において同じ。）の確認を行うこと。 [略] 2～7 [略]
[略]	[略]	[略]

別表第4 本人特定事項の確認方法

- 1 [略：用語の定義について規定]
- 2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。
 [以下略：本人特定事項の確認方法について規定]
- 3 [略：本人確認書類に現住所等の記載がない場合の取扱いについて規定]
- 4 [略：本店等の他に営業所がある場合の取扱いについて規定]
- 5 [略：転送不要郵便物等として送付する方法の代替措置について規定]
- 6 [略：本人確認書類について規定]

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（〔略〕）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（〔略〕）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居〔略〕）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二～四 [略]

2～6 [略]

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

[以下略：本人特定事項の確認方法について規定]

- 2 [略：本人確認書類に現住所等の記載がない場合の取扱いについて規定]
- 3 [略：本店等の他に営業所がある場合の取扱いについて規定]
- 4 [略：転送不要郵便物等として送付する方法の代替措置について規定]

（本人確認書類）

第七条 [略：本人確認書類について規定]

諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）の一部改正案
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。） 第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第七項までの規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>七 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第五十条の十二の規定により記載するもの</p> <p>2 当該計画の別表第4に定める本人特定事項の確認方法を変更するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条及び第七条の改正に伴い同様の内容とする場合に限る。）</p> <p>八・九 「略」</p>	<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。） 第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第六項までの規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一～六 「同上」</p> <p>七・八 「同上」</p>

附則

この規定は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

諮問を要しない軽微な事項について

平成二十年九月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第一回)決定
平成二十七年十月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第六十五回)決定
平成二十九年九月一日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第八十回)決定
平成三十年二月九日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第八十四回)決定
平成三十年三月二十三日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第八十五回)決定
平成三十一年一月二十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第九十二回)決定
平成三十一年二月十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第九十三回)決定

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。)
第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、
次のとおりとする。ただし、第一項から第六項までの規定に該当するもの
であっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限り
でない。

- 一 法第十二条の二第四項第二号口又は二の規定による電気通信設備の指
定のうち、次に掲げるもの
 - 1 次のイ又は口に掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気
通信設備の指定
 - イ 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下
「報告規則」という。)(第三条第一項の規定による固定端末系伝送
路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業
法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」と
いう。)(第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合)
 - ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続され
る特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規
則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合
 - 2 次のイ又は口に掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の
電気通信設備の指定

- イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項
- ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第一項
- 二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案の
うち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新
たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率と
して、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用
いるもの
 - 2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの
- 三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定
科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃(法
第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計
に関する手続を定める場合を除く。)
- 四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関
する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は
変更するもの
 - 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの

- 3 施行規則第二十三条の四第二項第十号の二に規定する通信量に関する基準（通信の宛先の数に関する基準を含む。）を緩和するもの
- 4 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する閉門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの
- 5 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備
- 五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの
- 六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの
 - 1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供するものであつて、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合
 - 2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合
- 七 法第六十九号各号に掲げる事項に関する事案のうち、次に掲げるものの
 - 1 他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - 2 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
- 八 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの

附 則

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
 - 2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
 - 3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号